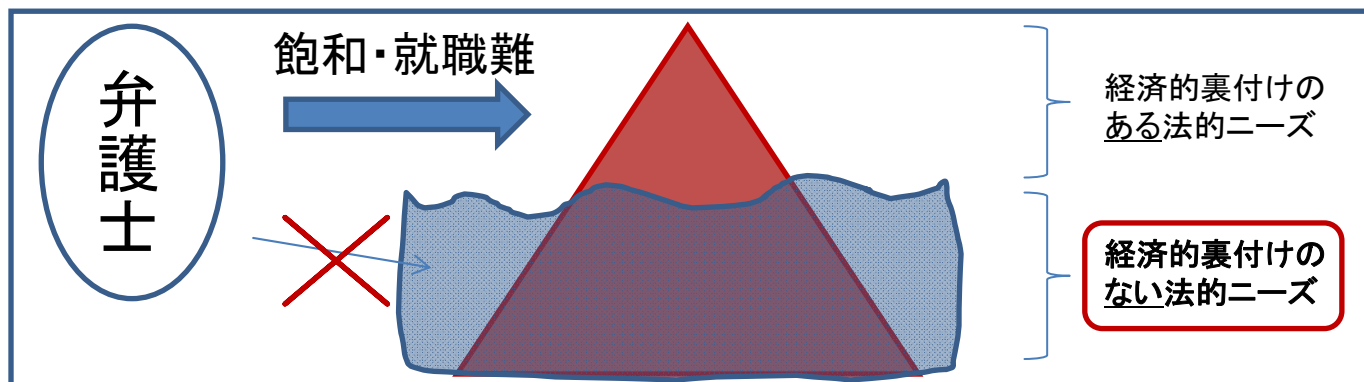


司法過疎の実情について

弁護士 浦崎寛泰

<略歴>

平成17年10月 弁護士登録(58期)
 平成18年10月 法テラス壱岐法律事務所(長崎県壱岐市)
 平成21年10月 法テラス千葉法律事務所(千葉県千葉市)



(1) 法的ニーズはまだまだ埋もれている

◆壱岐での経験

「あまり事件はない!？」 → 実際には相談殺到
 相談予約が1か月待ち
 3年間で約850件の法律相談

◆千葉での経験

千葉県内各地で業務説明会(年間40か所程度)
 福祉現場からの切実な声

「遠くまで行けない」
 「相談してもいいのか不安」
 「気軽に電話で相談したい」

しかし

(2) 「経済的裏付けのない法的ニーズ」が多数

- ・法律事務所に自らたどりつくことが困難な人たち
 = 高齢者, 障がい者, 貧困層など
- ・お金がない → お金にならない
- ・トラブルと認識できない → 福祉職からのSOSが不可欠
 → しかし, 福祉職も相談できずに埋もれたまま..
- ・福祉職とのネットワークで解決! ?
 → しかし, 「法テラスの事務所だからできる」という現実

そこで

(3) つなぐ制度が必要

① 国費で成年後見人を付ける制度の創設

後見人報酬は本人負担 → お金がない人は使えない cf 利用支援事業は△

② 民事法律扶助の拡充

対象の拡大 & 報酬の増額(+利用者負担の軽減)

③ 福祉職が無償で弁護士に相談できる制度の創設

福祉職は権利擁護の最前線

etc.